

平成27年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成27年3月27日 午前10時00分 開会  
午後 3時40分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	生 野 吉 秀	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	河 合 良 則	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 11番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 議第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

日程第2 議第6号 葛城市行政手続条例の一部を改正することについて

- 日程第3 議第7号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第12号 葛城市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第5号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を制定することについて
- 日程第6 議第8号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第9号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第10号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第11号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第13号 葛城市保育の実施に関する条例を廃止することについて
- 日程第11 議第14号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第12 議第16号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第13 議第17号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第14 議第18号 平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議第15号 平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第16 議第19号 平成27年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第17 議第20号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第18 議第21号 平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第19 議第22号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第23号 平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第24号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第27号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第28号 平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決について

- 日程第26 発議第1号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第27 発議第2号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 日程第28 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

本定例会の会期中に、朝岡佐一郎君からお手元に配付の発議第1号議案が追加議案として提出され、また、議第19号議案に対します修正の動議として、お手元に配付の修正案が藤井本浩君から提出されました。これらのことについて、12日及び23日に議会運営委員会を開催願ひ、議事日程及び審議方法等について協議いただいておりますので、その概要について、運営委員長より報告をお願いいたします。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** 皆様、おはようございます。本定例会会期中に、議員提出の追加議案といたしまして発議第1号議案が、また、議第19号議案に対します修正の動議として修正案が、それぞれ提出されたことを受けまして、3月12日及び23日に議会運営委員会を開催し、それらの取扱い等について慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

まず、議第19号議案に対します修正案の審議方法につきましては、本日、日程第15、議第15号議案の採決終了後、日程第16、議第19号から日程第25、議第28号までの10議案を一括上程し、予算特別委員長から委員長報告、委員長報告に対する質疑を行った後、本修正案について提出者からその内容説明を受け、修正案に対する質疑を行います。

その後、議第19号から議第28号までの10議案について、討論、採決を1議案ごとに行います。初めに、議第19号議案の討論、採決を行います。討論は議第19号議案に対する修正案についての討論も一括して行います。そして、採決については、まず先に修正案に対する採決を行い、その後、原案について採決を行います。

次に、発議第1号議案の審議方法につきましては、日程第25、議第28号議案の採決終了後、日程第26で上程し、提出者の内容説明を受け、質疑を行った後、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

なお、今回提出をいただいております発議第2号の議案の意見書につきましては、発議1号議案採決終了後、日程第27で上程し、提出者からその内容説明を受け、質疑を行った後、委員会付託を省略し、討論、採決までお願いをいたします。

以上で報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**下村議長** お諮りします。

議事日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程、審議方法については、運営委員長からの報告

のとおり行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告をお願いいたします。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

8番、西井覚君。

**西井総務建設常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る3月9日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました5議案及び本委員会の所管の調査案件につきまして、13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは、現在の進捗状況として、ハード面とソフト面についてそれぞれ説明がありました。

ハード面では、現在建物の敷地について、都市計画法第29条の開発行為の許可申請を行っており、3月末に県知事より許可が下がる予定である。許可後、都市計画法第37条の建築制限などに関する申請を行う予定であり、その後に建築確認の申請を行う。新年度で建物関係の予算を計上しており、現在、建築確認の準備と詳細設計に向けて、鋭意作業を進めているところである。そして、地域新興棟部分については、新年度早々に一般競争入札を行い、今年6月の定例会を目標に発注を行う予定であるが、道路情報棟については調整池の工事終了後に発注を予定している。また、関連事業として関西電力の鉄塔より西側から南阪奈道路に上がるオンランプについて、奈良国道事務所及びNEXCO西日本と、設計に向けて協議を行っているという報告を受けました。

また、ソフト面では、株式会社道の駅かつらぎの運営計画については、確定には至らないものの、おおむね協議は整っている。収支計画は売上高の想定、試算、人件費、中期の収支計画が協議中で、慎重かつ早期にこれらの計画がまとめられる予定である。平成27年4月から5月初旬の運営会社設立に向けて、定款や事務所の場所の選定などの準備が進められている。また、出荷者登録及びテナント募集については、募集要項策定作業が行われており、会社の設立状況を見計らいながら、募集時期について現在協議を行っているという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、建設事業にかかわる用地について、道路局と都市局にかかわる部分はそれぞれ別に契約をされているのか。その契約方法について教えてほしいという問いに対し、道路局と都市局に用地がまたがる部分がある場合でも、所有者とは1つの契約を締結し、国の補助金を精算する際には、対象となる平米数に応じて、都市局と道路局の部分とで、それぞれの率で按分しているという答弁がありました。

また、この事業にかかわる税の関係について、税務署との協議はどのようにされたかという問いに対し、社会資本総合整備交付金事業、いわゆる道の駅の事業として、道路法と都市

公園法という形の中で、都市再生整備計画書を添付して協議しているという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からの用地交渉の進捗状況については、アパートに住んでおられる5世帯の全ての方と契約を締結し、現在、順次移転先へ引っ越ししていただいている。全ての方の引っ越しが終わり次第、建物の解体を行う。最も東側の方については代替地が決まり、現在、病院予定用地として看板を立てていただいている。新年度の予算成立後、早期に契約を締結する運びとなっている。その西隣の3名の方などについては、土地開発公社で大字八川地区の用地を先行取得し、現在、県と開発協議中であり、協議が終わり次第、造成工事を行った後、代替地として移転していただく。残りの未契約箇所については鋭意交渉中であるが、この箇所については当委員会協議会でもお示ししたが、新年度に事業認定取得を目指し、事前協議の申請のための協議を行っており、一定の時期に判断していただきたいという報告を受けました。この報告を受け、委員からは若干の質疑がございました。

続きまして、行財政改革に関する事項についてであります。

理事者からは、新市建設計画の変更について、前回の12月定例会において議決をいただいたので、現在のところ報告すべき事項はないという報告を受けました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、平成26年4月30日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会を設置した。現在、廃止となった当麻・新庄線の代替交通手段として、奈良交通に多大な協力を得ながら、公共バスとして運行している。法定協議会では、葛城市生活公共交通ネットワーク基本計画の策定に向け、協議を重ね、昨年12月にアンケート調査を実施し、本年1月に調査結果の概要について協議され、2月には現状の課題、問題点を踏まえ、今後の公共交通の基本方針が定められたという報告とともに、調査結果、今後の方針及びスケジュールについて、詳細な説明がありました。

これを受け、委員からは、今後の方針として現状の4系統のバスをどのように統合されるのかという問いに対し、葛城号と当麻・新庄線を統合し、ゆうあいバスとミニバスの3系統で運行されるという答弁がありました。さらにこの答弁を受け、デマンド交通の導入も含めて、路線を新しく一本化してはどうかと思うが、これに対して所見はという問いに対して、現在まで行われてきた協議会の中でも、無料のコミュニティバスと奈良交通に委託して運行している有料バス統合も検討しているが、そうすると、奈良交通のバスが運行している時間帯のフォローを考えなくてはならない。また、財源も問題になっており、アンケート結果によれば、有料化し、市の負担を軽減した上で、引き続きバスを運行してほしいとの声も聞かれるが、バスを有料化することになると、運営管理上、市による直営が困難となり、委託先を検討しなくてはならない。現在のところ、バスとデマンド交通の2系統で相互に補完しながら運行するのが最もよいものと考えている。平成27年10月ないし12月に新交通システムをお示しできるよう、いただいたようなご意見も参考に、準備を進めているという答弁がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**下村議長** 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡厚生文教常任委員長** それでは、引き続きまして、議長の許可をいただきましたので、去る3月9日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託をされました11議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。そのうち、本委員会所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設に係る諸事業について、及び葛城市学校給食センターについて、審査の概要をご報告いたします。

初めに、新クリーンセンター建設に係る諸事業についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況などについて報告がありました。まず、工事の状況については、現在、建屋の地下部分の掘削工事を続けており、引き続き掘削を続けるとともに、煙突部分の基礎工事に入っていく予定である。その後の工事については、建屋部分の地下3階から1階までの躯体工事を順次行った後、地上1階から3階までの躯体工事を行うとともに、プラント工事も始めていきたいと考えている。躯体工事は平成28年5月頃には終了し、その後、外壁、屋根、内装工事など、管理棟、計量棟の工事も行い、平成28年12月までには施設関係は完成し、翌1月からは試運転を始める予定である。また、試運転を始めるに向けて、平成28年12月からは職員の机上教育を始める予定であると報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、地下部分の工事は順調に進んでいるのか。また、地下部分の岩盤が固いと報告を受けたが、地下に施設を建築するのには問題はないのかという問いがあり、工事は順調に進んでおり、建屋を建築するのには問題がないという答弁がありました。

そして、引き続き、新クリーンセンターにかかわる県に対する裁判の経過についても、理事者から報告を受けました。

次に、葛城市学校給食センターについてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、ハード面については、3月末の竣工に向け、内装工事や調理設備等の設置工事を順次完了し、検査を行う段階に来ており、2月25日には給食運営委員会の委員視察を実施したという報告を受けました。次に、ソフト面については、まず給食業務委託の業者選定に関して、平成26年12月22日に第1回の給食業務委託審査委員会を開催し、2月18日の第2回の委員会では、各参加業者から出された提案書の評価、採点を審査委員に行っていただき、第1次審査で6社から4社に絞り込み、2月27日の第3回の審査委員会ではプレゼンテーション審査を行った。その結果、優秀者の1社と次点者の1社を選定し、優秀交渉権者は株式会社東洋食品、次点は日本国民食株式会社となった。今後は優秀交渉権者と諸条件について協議を重ねて、新年度に契約を行いたいと報告を受けました。また、アレルギー対応に関しては、市のアレルギー対応方針を説明するために、市内小中学校、幼稚園で先生方に説明を行い、今後は各学校のアレルギー対応委員会へのマニュアル案等の説明会や第1回葛城市アレルギー対策委員会を開催する予定であるという報告がありま

した。また、2月25日に開催されました給食運営委員会の会議内容や、地産地消の現在の取り組みについても報告を受けました。

委員各位からは、業務委託に当たって、子どもたちに安全でおいしい給食を提供し、食育を実施していくためにも、業者との契約において留意してほしい事項などについての要望も出されました。

また、委員長といたしまして、工事引き渡し終了後、検査等を終了次第、早い時期に現地の視察を要望させていただいております。

このほか、これら2つの所管事項については、各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されたことを、委員会といたしましては、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**下村議長** 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第4号から日程第4、議第12号の4議案を一括議題といたします。本4議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

**西井総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第4号、議第6号、議第7号及び議第12号の4議案につき、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてであります。若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市行政手続条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

続いて、議第7号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第12号、葛城市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。



これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第5号から日程第14、議第18号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 ただいま上程をされております議第5号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第13号、議第14号、議第16号、議第17号及び議第18号の10議案につき、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第5号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、新制度における保育標準時間、及び保育短時間の各保育利用料について、葛城市ではどのように設定するのか。また、全体に対する保育短時間認定者の数の割合はという問いに対し、新制度では保育の必要量に応じて、主にフルタイム就労を想定した、11時間までの利用が可能な保育標準時間と、主にパートタイムの就労を想定した、8時間までの利用が可能な保育短時間の2つの認定区分を設定するとともに、これまで世帯の所得税額によって区分をしていた保育料の階層が、新制度施行後は、世帯の市町村民税の所得割課税額によって区分をすることになった。国の基準では、それぞれの区分や階層ごとに利用者負担額が示されているため、葛城市においても国の基準をもとに設定する予定であるが、保育短時間の利用料については、国と同じように、保育標準時間の利用料から1.7%減らした金額で設定すると、両者の金額の差が各階層でそれぞれ金額ゼロ円から1,000円の範囲となり、本条例において保育短時間認定者が利用時間を越えた場合の延長保育料を、新年度から月額1,000円と規定していることを勘案した結果、保育短時間の利用料は、階層ごとの保育標準時間の利用料から、それぞれ一律1,000円を減額した金額にする予定である。そのため、8時間を超えて利用する保育短時間認定者には1,000円の延長保育料を負担していただくことになるが、それで保育標準時間認定者と同額になる。なお、1月末の時点で、保育短時間認定者の割合は全体の約22%となっているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、介護保険料の改定については、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づいて算定したということであるが、保険料の改定に至る要因について教えてほしいという問いに対し、介護保険制度の改正に伴う、介護保険事業の1号被保険者の負担分が21%から22%に引き上げられたことや、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防日常生活支援総合事業に移行されること、また、一定以上の所得者の利用者負担の見直しや、資産等の勘案調整、国が示す低所得者の軽減強化などが影響している。また、市内において第5期中に施設整備があった影響や、要介護認定者など、人口推計や給付費の見込みなどを勘案し、保険料を算定した結果、今回の改定に至ったという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員から、第6期の介護保険料について、他市の金額、また、介護保険準備基金の取り崩しの状況についても教えてほしいという問いがあり、他市の第6期の介護保険の標準月額保険料については、現時点では県内12市の一番安いところで4,759円、一番高いところでは6,600円になると聞いており、葛城市は5,000円で、12市の中で4番目の低さである。第6期での保険料を抑制するため、介護保険準備基金の取り崩しについては、葛城市を含め、9市が予定しており、葛城市は2,980万円を取り崩すということで保険料を

算定している。介護保険準備基金については、各自治体で考え方がさまざまであり、葛城市では準備基金を積み立てるよりも、保険料をできるだけ抑えて、市民に還元するという考え方で取り組んでいる。しかし、第6期においては、このままでは準備基金も枯渇することで、ある程度保険料を上げざるを得ないという状況である。今後、介護バウチャー制度にも取り組んでいきたいと思っているので、市民一人一人の負担軽減をどのように考えていくのかを含め、次の第7期に向けて、どういう考え方でいくのかということをしっかり考えてまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第9号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、及び議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護について、現在も市内の事業所で実施されているが、今回の条例改正による緩和措置によって、利用定員はどのようになるのかという問いに対し、認知症対応型通所介護においては、現在市内で対応しているのはかつらぎの里の1カ所であり、現行の利用定員に係る規定では、1事業所当たり3人以下の認知症の方のデイサービスを受け入れることができるとされているが、今回はその規定が1ユニット当たり3人以下に改正される。その結果、ユニットが2つあるので、6人まで利用ができることになる。また、グループホームである認知症対応型共同生活介護については、現在、市内にかつらぎの里、悠久の里の2カ所がある。こちらについては、ユニット数に係る規定が、現行の1ユニット、または2ユニットから、改正後は新たな用地確保が困難であるなどの事情がある場合は、増設を含めて3ユニットまで差し支えないという規定に変更されることになるので、今後ユニット数をふやすなど、グループホームの施設整備については改めて第6期の計画内で公募したいと考えているという答弁がありました。議第10号及び議第11号、いずれも討論はなく、採決の結果、2議案とも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号、葛城市保育の実施に関する条例を廃止することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号、損害賠償の額を定め、和解することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、特定健康診査委託料265万2,000円が増額をされている、その内容はという問いに対し、当初、国民健康保険被保険者に係るものとして2,025人、また、後期高齢者医療被保険者に係るものとして480人の委託料を予算計上していたが、現在の受診状況により、国民健康保険被保険者に係るものとして2,150人、また、後期高齢者医療被保険者に係るものとして635人を見込んだことによるものであるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、受診率も上がるのかという問いがあり、平成25年度が25.9%に対し、本年度は28%と上がる見込みであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号、平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費8,498万3,000円が増額されている、その内容はという問いに対し、平成26年3月から平成26年11月までの利用実績で、当初予算における介護給付費全体の執行率は77.37%、同時期の前年比率は104.09%であり、そのうち、居宅介護サービス給付費が伸びている。その内容については、訪問介護、通所介護の各サービス、ショートステイなど、いずれも前年度よりかなり利用が伸びたことによる増額の補正をすることになった。しかし対照的に、施設介護サービスについては72.31%と特に伸びがなく、終始安定的な給付費の動きであるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第18号、平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されましたことをつけ加えまして、当委員会からの報告といたします。

以上でございます。

**下村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第5、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第8号の葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論を行います。

本条例の保険料率は、平成27年度から平成29年度の3年間の第6期介護保険事業計画の策定に伴って算出されたものであります。第6期計画は、保険料の算出に当たって、持続可能な介護保険事業の基盤づくりを掲げ、持続可能な制度設計のため保険料の算出を行ったとして、第5期計画の基準月額4,100円からプラス22%、900円増額して5,000円に、年額は4万9,200円から1万800円増額され、6万円に引き上げられています。

第5期計画では、市民税本人課税で合計所得金額が400万円第9段階だった方は、このたびの改正で第10段階となり、月額6,560円からプラス37%、2,440円もの増額で月額9,000円となり、年額は10万円を越えて10万8,000円にもなっています。

第6期計画策定に当たって実施されたアンケート調査の、介護保険料の負担感についての項目では、一般高齢者の72.3%、軽度認定者の50.7%が、「かなり」、「まあまあ負担を感じる」と回答し、「余り」、「全く負担を感じない」一般高齢者は16.5%、軽度認定者は24.7%で、「負担を感じる人」は「感じない人」の2倍から4倍にもなっていました。

こういうことから、事業計画の課題整理の課題4項では「保険料を負担に感じている人が多くいることは当然の結果と言える」と、被保険者の負担に対する意識が何ら変わっていないことを認めながら、要介護認定の有無で比較すると、要介護認定の方に介護保険料の負担感が低く、サービス水準の維持を求める意見が多くなっています。さらに、実際にサービスを利用するようになると、介護保険料の妥当性とサービスの必要性についての意識が促進されると、少数の意見を都合よく解釈して、「持続可能な介護保険事業の運営に向け、適切な制度設計が求められる」と、大幅な引き上げへ誘導しているのであります。介護サービスを利用する、しないにかかわらず、保険料や利用料の負担がふえれば、可処分所得は確実に減り、生活が苦しくなるのは自明のことです。

3年前の第5期計画では、どのような考え方で保険料の算出が行われたのでしょうか。計画の第3章に、適正な介護保険給付サービスの基盤づくりの目標が掲げられ、その第5項では負担軽減を目指した保険料の算出が明記され、この方針に基づいて算出されたのであります。それが、これまでの基準月額4,100円に据え置かれることになったのであります。

今、消費税の増税や円安による物価の上昇、年金の連続した削減で、高齢者被保険者の生

活の実態は3年前以上に厳しくなっています。負担軽減の必要性はますます高まっていると言わなければなりません。保険料の引き上げで保険制度が持続可能になっても、高齢者被保険者の生活は持続できません。高齢者の安定した生活なくして、介護保険事業は成り立たないと考えます。

また、アンケート調査では、これからの介護保険料の負担と介護サービスについての項目では、保険料が多少高くなっても、更に高くなっても、介護サービス水準が変わらない方がいい、今よりも充実させる方がいいと回答した人が、一般高齢者で33.9%、軽度認定者が37.9%ありました。では、第6期計画とこのたびの保険料の引き上げによって、この方たちが願っている介護サービスの水準が維持され、今より充実させることができるようになっていくのでしょうか。

昨年の通常国会で医療介護総合法が成立いたしました。この法律によって、要支援1、2の訪問看護や通所介護を保険給付から外されて、市町村が実施している地域支援事業に移行して、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外しようとしているのであります。また、特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に制限し、要介護3以下の要介護1、2の人たちは、一部の例外を除いて、特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることとなります。さらに、所得160万円以上、単身、年金収入のみで280万円以上の被保険者利用者から、2割の利用料の負担が導入されることとなります。さらにその上に、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合に、食事や居住費の負担を軽減する補足給付を縮小、打ち切ろうとしています。介護サービスの水準は、今より充実をされるどころか、大きく後退することになるのであります。善意の高齢者被保険者の願いを裏切る第6期計画、保険料の値上げになっているわけであります。

厚労省は、今後の高齢化に伴って、平成37年には介護給付費の総費用額が21兆円に達し、現在4,972円の第1号被保険者の平均保険料は8,200円程度に引き上がる、こう試算をしています。このままでは際限なく保険料は引き上げられることになり、増大する介護給付費に見合う介護保険料の支払いが困難になることは目に見えています。被保険者の介護保険料の支払いの困難による介護保険財政の破綻は必至であり、政府や第6期計画が掲げているスローガンとは全く逆の、持続不可能な事態に陥ることは免れません。

現在の社会保険方式を維持しつつ、負担を回避するためには、介護保険の財源構成において国の負担割合を大幅に高め、高齢者の保険料の負担割合を圧縮することが必要です。政府はこの財源構成の見直しをいつも先送りにして、給付抑制と保険料の負担増によって、財政上の帳尻合わせの対応に終始をしています。連立政権を組む自民党や公明党は、消費増税前には、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げると主張していました。今こそ介護保険制度の根本矛盾の解決に足を踏み出し、国庫負担割合を10%引き上げるべきであります。

また、東京狛江市など、800近い市町村が、自治事務として住民の福祉の向上を図ることが地方自治体の第一の責務として、一般財源を投入して保険料を軽減しています。葛城市も一般財源を投入して、被保険者の高齢者の生活を守るべきであります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

葛城市の高齢化率は、既に4人に1人が高齢者という厳しい状況の中、介護保険制度の改正や社会状況の変化に対応すべく、第6期介護保険事業計画が策定され、その中身については、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を見据えた計画であると報告を受けております。

今回の本条例の一部改正の根幹であります介護保険料の改定では、9年ぶりの値上げということになりましたが、要介護認定者数や居宅サービスの見込み、また、施設サービスについては、市内での老人保健施設の整備が進む中、適正な介護サービスの需要量を見込むことにより、保険料をやみくもに上げず、標準月額保険料5,000円に設定されたことについて、大変ご苦勞いただいたものと推測いたします。

しかし、他の自治体では6,000円前後の保険料が予定されていると新聞報道がされている中、葛城市の介護保険準備基金の状況のことを考えると、この保険料では基金の確保ができるのかという危惧を抱きますが、大幅な保険料の上昇も避け、被保険者を第一に考えて改訂された介護保険料は評価できるものであります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業については、利用者や事業所が混乱を招くことなく、スムーズな移行ができるよう十分な準備を行い、適切な運営をしていただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議題8号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。



日程第13、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第15号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、西井覚君。

**西井総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第15号、平成26年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、地域住民生活等緊急支援交付金事業費の商工振興助成金7,000万円であるプレミアム商品券発行について、発行総額、発行枚数、利用期間、購入限度枚数、発行時期、利用場所、市民への周知、券の種類などについて教えてほしいという問いに対し、このプレミアム商品券の発行総額は2億2,100万円で、プレミアム率を30%とし、額面1万3,000円のを1万円で1万7,000冊販売する予定である。なお、券の種類は1,000円券を10枚、500円券を6枚の16枚つづりで考えている。また、利用期間及び利用範囲については、平成27年9月1日から平成28年1月31日をめどとしており、市内全域で利用できるようにしたい。販売方法は、往復はがきによる予約販売を考えている。この事業については、商工会へ依頼し、実施していただく予定であり、利用限度額などの詳細な部分については、今後打ち合わせを行い、決定していくという答弁がありました。

次に、先ほどと同じ事業費により行われる、新規就農就業者への支援事業費200万円の内容はという問いに対し、葛城市の農業の担い手の育成、拡大を目標とし、就農者の支援として、農業に挑戦したい市民を対象に、奈良県及び奈良県農業協同組合の協力により、農業に

関する基礎知識や、1反程度の農地について、実践的な技術を学んでいただきたいと考えている。また、将来的には農産物直売所などへの出荷を目指すため、農業研修として、「(仮称)かつらぎ就農塾」の開設を予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、この事業費の中に原材料費160万円が計上されているが、どのようなものを予定しているのかという問いに対して、この原材料の主なもの、実践的に農業を学習していくため、パイプハウスを自分で組み立てるためのパイプハウスや苗、肥料の購入費であるという答弁がありました。

また、歳入の個人市民税で4,600万円の減額、法人市民税で4,570万円の増額、及び固定資産税で1,054万円のうち、土地で834万円、家屋で500万円の増額、償却資産で280万円の減額になったそれぞれの理由はという問いに対して、個人市民税の減額については、前年12月と比較して、収納率が若干下がっている。また、納税義務者である給与所得者の減少があり、特に高額所得者の転出と退職が考えられる。法人市民税の増額については、均等割において、1号法人が28社増加したこと、法人税割において、予定申告により算出した額を予算計上したものを、確定申告時に1社の1,200万円の修正申告が主な理由と考えられる。固定資産税のうち、土地の増額は予算要求時と現在の調定の差が1%によるもので誤差の範囲と、家屋の増額は予算要求時以降にての家屋調査によるものと、償却資産の減額は新規の設備投資が少なかったことによるものと、それぞれの理由により、固定資産税全体としては増額になったという答弁がありました。

賛成の討論があり、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、継続費の補正や繰越事業について数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡厚生文教常任委員長** 引き続きまして、ただいま上程をされております議第15号、平成26年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、地域住民生活等緊急支援交付金事業費のバウチャー実施計画策定事業費700万円とはどのようなものかという問いに対し、バウチャーとは、国や自治体などが目的などを限定して、個人を対象に補助金を支給するという意味で、この事業においては、基本的には福祉ボランティア等に参加した方にポイントなどを支給し、介護費用などに還元できるようなシステムの確立を検討しようとするものである。具体的な内容についてはこれから検討していくことになるが、市が行う事業へ参加したボランティアの方々や、介護予防な健康講座へ参加した方々にもポイントを支給することを考えており、将来的には介護給付費の抑制等につながるものと期待しているという答弁がありました。

次に、先ほどと同じ事業費により行われる、葛城アートフェア事業費500万円とはどのようなものかという問いに対し、市民の芸術文化への知識や関心を深めるとともに、美術作品の創作意欲を高めることにより、葛城市の芸術文化の一層の振興を図り、アートをキーワードにして、魅力あるまち葛城を県内外へ発信し、葛城市の活性化を図るためにアートフェアを開催していくものである。また、開催の概要は現在協議進行中であるが、住民みずからの企画運営を基本とするために実行委員会形式で考えており、市内在住の画家や関係企業、文化協会、市内幼稚園、小中学校、大阪芸術大学にも協力を依頼する予定である。展示場所については、新庄庁舎ロビーや相撲館、また、當麻寺にもご協力をいただこうと打診をしている。出品種別などについては、今後実行委員会で協議し、決定していく予定であるという答弁がありました。

また委員からは、これらの地域住民生活等緊急支援のための事業は、市民の皆さんの願いや要求がかなう大事な事業なので、一過性に終わらないで、葛城市のまちづくりに発展していく展望を持ってやっていただきたいという意見がありました。

その意見に対して、これらの事業は、地方創生の交付金や、ICT街づくり補助金などをいただいて事業を展開しているが、補助金がなくなればこれらの事業に市がお金を出し続けていけるのか、そういったことが危惧される。そういった問題を解決するために、有償ボランティアを育成して、介護バウチャー制度と組み合わせた制度設計ができるよう取り組んでまいりたいという答弁がありました。

次に、臨時福祉給付金の負担金2,337万円減額の内容及び理由はという問いに対し、平成26年4月から消費税引き上げに伴う、非課税世帯への負担軽減の臨時的な措置として、1人に対して1万円、また、老齢基礎年金などの受給者に対しては1人につき5,000円の加算がされ、支給をされた。この事業の対象者に該当すると思われる全ての非課税世帯及び未申告者4,295世帯、7,548人に対して申請書を送付した。そして、未申告者に対してはまず申告をしてもらい、課税となった場合は対象外となり、扶養義務者も非課税世帯でなければならないことから、それらの結果、3,383世帯、6,149人、そのうち加算対象者は3,013人となり、実績額として7,648万円となり、2,337万円が不用額となった。この事業に対する周知については、未申請者に対しては再度申請書を送付し、広報の折り込みチラシや有線放送、ホームページなどで随時行ったという答弁がありました。

この答弁を受け、申請期限はないのかという問いがあり、平成26年12月末までとなっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして当委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

**下村議長** 次に、日程第16、議第19号から日程第25、議第28号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

**西井予算特別委員長** 去る9日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました平成27年度当初予算10議案につきまして、18日から20日及び25日の4日間、委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。

歳出の議会費では、会議録作成委託料225万円が計上され、昨年に比べてふえている理由はこの間に対して、会議録作成委託料の予算計上については、毎年落札した委託業者の実績をもとに予算を要求していたが、仮にこの委託業者が入札を辞退した場合、低い単価で落札しているため、不落の可能性を避けるために、今年は3社の見積もりの平均単価で予算を要求した結果、45万6,000円がふえているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、現在の会議録の調整スピードを上げ、市民に会議録を正確かつ早く調整して公開するにはどれだけの費用がかかるのかという問いがあり、委託業者に納品を早く求めると、原稿が粗くなり、事務局で修正する手間に時間がかかる。時間がかければほぼ完成に近い状態で納品されるので、現状ではどちらがよいかわからない。早くすることに係る経費については把握していないという答弁がありました。

次に、総務費では、すむなら葛城市住宅取得事業補助金300万円が予算化されているが、平成26年度の実績はという問いに対して、昨年10月より事業を開始し、22件の実績があったという答弁がありました。

この答弁を受けて、さらに委員からは、今後もこの事業を継続するかも含めて、方針を聞かせていただきたいという問いがあり、この事業については、定住人口の増加を図るために、大阪への通勤圏内で地価が比較的安く、また、上水道料金も近畿圏内でも上位にランクされるほど安く、かつ、中学生までの医療費が無料で、子育てしやすい葛城市内で住宅を建てれば、1.5%の住宅ローンの金利引き下げ措置がある。このような魅力がたくさんあるまちであることをチラシやポスターに複合的に盛り込んでPRを行い、この事業を継続して進めてまいりたい。また、近鉄及び近鉄南大阪線沿線の首長が共同で、住民を呼び込むために施策

について意見交換を提案して、お互いに協力しながらこの事業に取り組みたいという答弁がありました。

また、賦課徴収費における口座振替手数料25万円、及び公金取扱手数料203万7,000円について、コンビニ収納の成果、及び手数料の違いについて教えてほしいという問いに対し、平成26年2月末現在でのコンビニ収納の実績は、市税全体で2万162件、収納総額3億6,195万278円の実績があり、また、市税以外の介護保険料や保育料などでは2,653件、収納総額2,927万4,200円の実績があった。収納に係る手数料の違いについては、銀行や郵便局の口座振替については1件当たり10円と消費税が、コンビニ収納の場合は、公金取扱手数料として1件当たり61円と消費税が必要となるという答弁がありました。

次に、民生費では、老人福祉費の中の緊急通報システム使用料について、現在の緊急通報システムの運用状態、また、仕組みについて教えてほしいという問いに対して、一般会計に計上しているのは、緊急通報装置貸与事業に係る旧の緊急通報システムの使用料である。現在、この事業は介護保険の地域支援事業として新しいシステムへの移行作業を行っており、旧システムのリース契約が平成28年3月末で終了するため、平成27年度中に移行を完了する予定である。設置台数については、2月2日現在で、旧システムが84台、新システムが133台の合計217台であり、前年度の同時期と比較して8台の増となっている。新システムでは、通報すると看護師、介護福祉士などの専門スタッフがいるALSOKあんしんケアサポートセンターにつながり、緊急事態の場合は、旧システムと同様に、協力員を2名医療登録していただいているので、協力員に現場の方へ行っていただいたり、消防署への要請の必要があると判断した場合には、センターから直接消防署に通報させていただくという仕組みになっている。また、新システムでは専門スタッフがセンターに必ずいるので、利用者は24時間365日、いつでも介護や健康の相談をすることができるという答弁がありました。

次に、児童館費の中の賄い材料費が増額となっている理由はという問いに対して、これまで、学童保育を利用する子どもたちのおやつについては、各学童保育所が1月当たり1人500円のおやつ代を徴収しながら提供していたので、予算計上していなかった。しかし、平成27年度からは市が学童保育料2,000円と合わせて500円のおやつ代も徴収し、子どもたちにおやつを提供するという方法に変えさせていただくことになったため、おやつ代として1年分の金額273万円を予算計上したので増額になったという答弁がありました。

次に、衛生費では、火葬場清掃委託料として56万円が計上されているがその内容は、また、火葬場の炉については、普通炉2基、大型炉1基で業務しているが、今後の普通炉を大型炉に入れかえていく予定はという問いに対して、清掃委託料については、炉前にある御影石がかなり汚れてきているので、石を磨いて清掃する費用を計上している。また、炉の入れかえについては、費用が高額でもあり、今の炉がどのくらいもつかなども含めて、1回の設備投資で整備ができるよう、計画的に考えて検討してまいりたいという答弁がありました。

また、一般廃棄物処理基本計画策定委託料453万2,000円について、市民とともに計画を策定し、これらの分別収集を進め、ごみの減量化を図っていく必要があると思うが、どのように考えているかという問いに対し、平成21年度からごみの減量化対策として取り組んでいる

おひさま堆肥モニターについては、当初の登録者数は40世帯であったが、現在は約270世帯が登録いただいております。ごみの減量化を図るためにも更に登録者数をふやしていくとともに、今後廃プラスチックなどの分別収集も実施していく中で、それ以外にどのような方法でごみを減らしていくかということも含め、市民の皆さんの声や現場で働く職員の声も聞かせていただきながら、早く計画を立てていけるよう努力をしまいたいと考えているという答弁がありました。

次に、農林商工費では、農業振興費の北葛農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会への負担金23万4,000円の内容はという問いに対して、農業用資材であるハウス用ビニールなどを適正に廃棄処理するために、農業者3分の1、農協3分の1、市3分の1を負担するものである。平成26年度においては、新庄経済センター33立方メートル、当麻経済センター46立方メートルが処理されているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、対象者は農業用資材を農協で購入された農業者だけなのか。また、廃棄処理の対象となるのは、ハウス用ビニールのほか、肥料の袋、農薬ボトルなどの、農業用資材である全ての使用済みプラスチックなのかという問いがあり、全ての農業者が対象者で、農業用資材である使用済みプラスチック全てが処理対象となるという答弁がありました。

また、観光費の測量設計委託料318万2,000円の内容はという問いに対し、県との連携事業で、奈良盆地周遊型ウォークルートの設定を行い、統一的な案内サイン整備を行うものである。市内の設置箇所は50カ所程度を予定しており、平成27年度は案内看板のデザイン設計と設置場所の選定を行い、平成28年度に設置する。予定ルートは、奈良盆地を一周する西側ルートで、御所市から笛吹神社、知恩寺などを通り、工事途中である「新道の駅」から南阪奈道路を大和高田市に下り、奈良文化高校から大中公園をめぐり、横大路から竹内街道、當麻寺、石光寺、當麻の家、そして、香芝市に抜ける予定であるという答弁がありました。

次に、土木費では、尺土駅前周辺整備事業費の尺土駅構内エレベーター工事補助金2,557万2,000円の内容はという問いに対して、この事業は平成26年度、平成27年度の2カ年事業であり、平成26年度においては設計調査が完了し、平成27年度はエレベーター2基と、そのほかの警告誘導ブロックなどの、バリアフリー化に伴う整備工事に係る部分への補助金であるという答弁がありました。

次に、消防費では、防災会議委員報酬として24万円が計上されているが、女性の委員は何名かという問いに対し、昨年の7月1日に委嘱した全委員25名のうち、自主防災組織を構成する団体からの日本赤十字奉仕団葛城支部副支部長、民生児童委員副会長、及び葛城市PTA協議会副会長の3名のほか、部長級の市職員1名、計4名が女性の委員であるという答弁がありました。

また、消防施設費における工事請負費2,800万円の内容はという問いに対し、木戸と兵家の防火水槽の設置工事に係る費用である。大字木戸については集落内の道路が狭く、消防自動車が入れない箇所が多くあり、火災が起こったときの防災機能が弱く、かねてより防火水槽の設置要望がされており、昨年度葛城市消防本部で計画されていた。そして、このたび設

置予定場所が決まったので、生活安全課で予算計上を行った。また、大字兵家においては、公民館の西側に地上式の防火水槽が設置されているが、設置から40年以上経過しており、内部の壁が劣化し、ひび割れがあるため水が漏れることから、防火水槽を更新したいという答弁がありました。

次に、教育費では、幼稚園管理費の中の設計委託料348万8,000円の内容はという問いに対して、平成27年度で新庄北幼稚園の耐震補強大規模改造工事を行うための工事管理の費用として計上しているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、磐城幼稚園の園舎、及びリズム室の耐震による改築計画はないのかという問いがあり、磐城幼稚園の耐震診断は平成25年度に行っており、I s 値が0.25という耐震結果により、耐震工事を行う予定である。また、木造のリズム室については、耐震診断が必要とされていないが、平成26年度に耐震診断を行った。現在その結果はまだ届いていないが、耐震工事が必要と判断された場合は、園舎の耐震工事とあわせて工事を行いたいという答弁がありました。

また、教育総務費の中の、放課後学習チューター報償費42万円の内容はという問いに対し、この事業は学習の苦手な生徒に対して、放課後を利用し、各中学校を卒業した大学生の先輩に来ていただき、教員とともに指導を行うものである。1回につき2時間の指導で2,000円という低額な報酬ではあるが、多感な中学生にとっては、教員に学ぶよりも先輩に学ぶ方が、さまざまな悩みなどの相談をできる取り組みであるという答弁があり、さらにこの答弁を受け、委員からは、これまでの実績と将来的な方針はという問いがあり、平成26年度の実績としては、白鳳中学校にて26回実施し、のべ737人の生徒が参加し、新庄中学校では40回の実施で、のべ341人の参加があった。今後については、中学校を卒業し、教育実習に来ていただいた大学生を先生としているため、その確保が困難であるという答弁がありました。

次に、歳入では、国の平成27年度地方財政対策では、地方交付税、臨時財政対策債とともに前年度より減っているのに対して、本市の予算では地方交付税については前年度よりふえており、また、臨時財政対策債については、前年度と同額となっている。その理由と、予算での積算内容について教えてほしいという問いに対して、国の財政の見方が地方に下りてくるまでの時間差の問題があった。そのため、平成27年度地方財政対策が示されるのがおくれる中で予算編成となり、普通交付税算定に当たっての基準財政需要額については、過去から見て、公債費算入を除く、個別算定経費、包括算定経費の伸びがほとんどないことから、前年度額をもとに、過去からの起債の公債算入額を積み上げ、77億7,300万円余りを見込んだ。また、基準財政収入額については、調定額をベースとして、地方税について恒久減税3億円を除く部分の0.75の基準税率を掛けた基準財政収入額に、各種譲与税の調定額に対して100%で計算した基準財政収入額を積み上げた結果、34億2,600万円余りを見込んだところである。さらに、基準財政需要額については、臨時財政対策債を対前年度と同額の7億1,000万円と見込み、この分を差し引いた上で、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて、普通交付税交付基準額を算定した。また、平成27年度は普通交付税の合併算定替から一本算定に向けての縮減期間が始まる初年度であり、普通交付税の1割が縮減されることから、過

去の合併算定替と一本算定の乖離の平均が約6億7,000万円ほどであるので、その1割分の6,700万円を交付税基準額から差し引くとともに、新たな平成26年度から始まった合併の支所数に応じて、交付税の一本算定額に加算される国の支援措置によって、葛城市においては、平成27年度は1億8,000万円余りが加算されるので、その1割分の1,800万円余りを加えて、普通交付税は最終的に35億8,000万円と見込んだところであるという答弁がありました。

また、個人市民税が市税の中でも大きく減額となっている要因はという問いに対して、平成27年度の個人住民税の均等割の納税義務者数の内訳は、普通徴収4,400人、特別徴収8,800人、年金特別徴収2,200人で、前年度より合計100人の増加を見込んでいる。所得割については、平成27年度予算では13億8,200万円を計上し、その内訳については、普通徴収納税義務者数が4,400人で予算額は3億4,900万円、特別徴収納税義務者数が1万1,000人で予算額は10億3,320万円である。特別徴収の推進を行っているので、特別徴収の納税義務者数は前年度予算より増加しているが、所得の伸び率が低いということや、平成26年度の予算編成時には含まれていた高額納税者の転出や退職が大きく影響し、予算は減額となっているという答弁がありました。

次に、総括質疑では若干の質疑があり、討論では賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、保険財政共同安定化事業拠出金について、前年度と比較して大きく伸びて8億8,598万円が計上されているが、その理由はという問いに対して、保険財政共同安定化事業は、平成27年度の法律改正により、1円以上の全ての医療費が対象となることになった。そのため、奈良県全体の医療費としては、平成26年度で約133億円の共同事業の規模が、平成27年度では約322億円、約2.4倍に広がるため、大幅に増額となったが、それに応じて、今年度の財源も8億8,500万円の交付金が入る見込みをしているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、拠出金の超過になる可能性はないのかという問いがあり、平成18年度からこの制度ができ、葛城市では今までに約623万円の拠出超過をしているが、拠出負担が超過する場合は、県の特別調整交付金による激変緩和措置が確実に講じられるよう要望しているという答弁がありました。

また、平成26年度の国民健康保険税の収納率の見込み、滞納世帯数、さらに、短期被保険者証の交付状況、未交付の被保険者証の保管数はという問いに対して、平成27年2月末現在の収納率は、現年度分で82.17%、滞納繰越分で15.25%になっており、現年度課税分の収納率は最終的に93.55%になる見込みである。また、滞納世帯数については、全世帯数が5,462世帯に対して、現年度分の滞納世帯数は886世帯、滞納繰越分で852世帯となっている。短期被保険者証の交付状況は30世帯、また、納付相談中や居所不明を含め、79世帯の未交付の被保険者証を保管しているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第21号、平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。



質疑では、地域支援事業費の中の任意事業費として、緊急通報体制整備事業委託料が増額されているが、その内容はという問いに対して、緊急通報体制整備事業委託料については、一般会計で緊急通報装置貸与事業として予算計上している旧システムが、リース契約の終了時期も近づいていることから、介護保険事業として新システムの費用を予算計上し、随時旧システムからの移行作業を行っている状況である。平成27年度予算では、新システムを新規設置分として30台、旧システムからの移行分として73台、移行済み分として132台の委託料をそれぞれ見込んでおり、合計421万2,000円を計上しているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、新しく緊急通報システムを設置する際の利用者負担について教えてほしいという問いがあり、緊急通報装置の設置に係る利用者負担については、据え置き型の器具を設置する際には利用者負担は発生していないが、それに加えて、モバイル型の機器を選んだ場合は、利用者に対して月500円の負担が発生するという答弁がありました。

また、地域包括支援センターについて、葛城市は委託ではなく直営で運営しているが、他市の運営方法について教えてほしい。また、複数の地域包括支援センターを設置している市はあるのかという問いに対して、県内12市のうち、直営で運営しているのが、葛城市を含めて5市、直営と委託の両方で運営しているのが1市、委託のみで運営しているが6市となっている。このうち、宇陀市は平成27年度より委託から直営に移行するようである。また、地域包括支援センターは圏域ごとに設置するとされており、県内では奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市が複数設置している。葛城市については1圏域であるため、地域包括支援センターは1カ所となっているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、今後の人材確保についてどのように考えているのかという問いがあり、人材の確保は非常に難しくなっているため、正職員、嘱託職員等配置しながら、今後の人材の確保に努めてまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第22号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、今年度の下水道使用料の見込みと、地域下水道維持管理負担金が若干減少していることとの関連はという問いに対して、平成27年度の使用水量は377万4,000トンと、前年度よりも2万トン多く見込んでいるが、今年度の使用料収入は3億9,800万円程度と、当初予算よりも若干減少する見込みである。地域下水道維持管理負担金については、平成27年度より県の負担金の単価が、各市町村の水量別に2円ずつ引き下げられることにより、水量が2万トンふえるにもかかわらず、負担金の支出としては約200万円減少することになるという答弁がありました。

また、下水道改造助成金500万円について、例年の実績では約50戸分の助成をされているが、なぜ本年度は100戸分の予算が計上されたのかという問いに対して、平成27年4月1日より助成制度を改正し、供用開始告示から3年以上経過した家庭に対しても5万円を助成することができるようになり、職員2名で戸別訪問し、各家庭の事情などを調査させていただ

く中で、今まで助成制度を使うことができなかつた家庭に対しても、説明することで助成件数を目指数までふやしていくよう努力したいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号、平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、市長の施政方針の中で「給食は和食をできるだけ取り入れた献立を中心に提供する」とのことであるが、現在の給食の中で和食の状況と、平成27年度の方針はという問いに対して、現在、主食については米飯給食が週3回、パン給食が週2回であり、来年度も同程度の回数を予定しているが、副食については地元産の食材の活用も図りながら、和食的なものを献立の中でつくるよう重視していきたいという答弁がありました。

委員からは、業務委託により節減された経費については、子どもたちの体を支え健康を維持するために、栄養面を重視した和食の必要性の認識を持ってもらい、学校給食の充実を図るため、還元してもらいたいという意見がありました。

また、現在給食の材料はどのような業者が納入されているのか。また、業務委託するに当たり、この取扱いはどうなるのかという問いに対して、納入業者の決定については、市の給食センターへの納入願を出されている業者の中から、約20社に納入いただいている。また、その契約については、毎月栄養士が献立を考え、それに必要な材料を見積もり合わせにより契約しており、今後も同様に行っていきたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号、平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第25号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、平成27年度は2年に1度の墓地の公募が行われる年度になるので、霊苑使用料1,800万円が計上されているがその内訳は、また、過去の公募数に対する実績の推移について教えてほしいという問いに対して、平成27年度に行う公募については、B区画に換算して、1区画当たり45万円の40件分を予定して1,800万円を計上した。また、公募数に対する実績については、過去4回はいずれも公募数がB区画換算で50件分であったのに対して、平成19年度は51件、平成21年度は59件、平成23年度は49件、平成25年度は32件という実績であったという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、いろんな事情により、新しく墓地を必要とするケースもふえている。過去の実績を見ていると、公募を毎年行っても十分対応できるのではないかという問いがあり、応募件数が減少しており、充足してきたのではないかと思われるので、事務的には毎年の公募でも対応できると思うが、協議、検討した結果、現在のところは従前のとおり、2年に1回の公募を続けていきたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

であります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療保険料の普通徴収対象者のうち、平成26年度における直近の滞納者数、及び短期被保険証の発行状況について教えてほしいという問いに対して、普通徴収の滞納者人数は、平成27年2月末現在で67人であり、収入未済額は231万3,700円となっている。また、短期被保険証は現時点で21人の方に発行しており、これまでは前年度及び前々年度の賦課総額の2分の1以上を滞納している方や、納付期限から6カ月を経過しても当該納期に係る保険料を滞納していない方、文書もしくは訪問による納付相談や納付指導に応じようとしないう方、また、その相談時などにおける納付誓約を履行しない方に対して発行していたが、今回要綱が変わり、できるだけ早い時期に保険料の滞納解消を図るため、前々年度以前の保険料を滞納している方に対しても発行することになった。そのため、1年前の同時期の発行者が9名であったのに対して、発行数はふえているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第28号、平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、配水管布設替え工事の要件と、工事の対象となる排水管はどのくらいあるのかという問いに対して、平成26年度時点の配水管総延長228キロメートルのうち、40年以上経過した老朽管は全長19.7キロメートルある。その中で、特に管として弱い塩化ビニル管や石綿管、水圧などに問題のあるものについて、重点的に布設替えを行っていききたいという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、現在の布設替えの進捗、及び今後の計画はという問いに対して、布設替えの目安として、おおむね40年を過ぎても、場所または地中の状況による配水管の耐用年数が異なる。事故や異変が生じた場合に、その原因を調査しながら、その箇所を中心に順次布設替えを行っていききたいと考えている。しかし、大手企業の経営不振で水道使用量収入が激変したことにより、水道局の財政構造が大きく変化したため、以前に提示した水道ビジョンの見直しを図っていかなければならず、布設替えが必要とされる最低限の箇所から着手しているのが現状である。今後は水道料金の見直しにより、収益構造がどのように変化するかを見定めながら、中長期的な計画を立ててまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 30 分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、先ほども申しましたが、議第19号議案に対する修正の動議として、お手元に配付の修正案が提出されておりますので、ここで提出者の説明を求めます。

9 番、藤井本浩君。

**藤井本議員** それでは、議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算に対する予算修正案の提出につき、その内容及び提案理由についてご説明を申し上げます。

まず、内容につきましてですが、6 款土木費の中の 2 項道路橋りょう費であります。そのうち、5 目地域活性化事業費につきまして、13 節委託料4,700万円、15 節工事請負費10億2,000万円、17 節公有財産購入費9,416万円、18 節備品購入費 1 億20万6,000円、補償補てん及び賠償金 1 億6,149万8,000円の、合計14億2,286万4,000円を減額し、12 款の予備費を同額の14億2,286万4,000円を増額修正するものであります。

簡単に申し上げますと、地域活性化事業「新 道の駅」の工事進捗に係る予算を減額し、予備費とする修正案であります。

次に、提案理由について申し上げます。

約 3 カ月前の平成26年12月16日、市民グループであります葛城市みどりの風の会から、「新 道の駅」の凍結を求め、6,500人以上の市民の方々からの要望署名というものが、市長、市議会議長に提出をされました。

この会は、12月に提出をしますとその署名用紙にも記載をされ、予定どおりに提出をされました。これは、もちろん予期、予測できたところであります。この市民の気持ち、市民の声というものを無駄にしないために、私たち議員の一部は超党派で、「新 道の駅」の賛否を問う住民投票を実施するための条例案を12月議会中に提出しましたが、残念ながら否決という結果になりました。

以降、この多くの署名をされた方々は、市長の対応を待ち、期待をされておられましたが、3 カ月以上経過した今、現在も何ら対応されていないというのが状況であります。予算特別委員会の中で、このことに対する市長答弁は「署名の中に知り合いがいたので、電話でも聞いた」というものであります。これが市の対応と本当に言えるのでしょうか。検証されることもなく、また、対応されぬまま 3 カ月がたちました。今申し上げたことが今回修正案を提出させていただく大きな理由であり、最大の理由であります。

加えて、私は 2 点について申し上げたいと思います。

私は、計画段階から一貫して、道の駅をつくるのであれば、その事業を道路管理者と一体となってやるのが当然と意見をしてまいりました。私だけが言っているのではありません。

地域活性化事業として約800万円税金から投入され、委託をされたコンサルタント会社も、奈良県と一緒にやって一体型でやるべきであるという結果も提示されております。具体的には、今計画されております事業予定地の、東側部分の県道に面した山麓線側で、駐車場を計画している用地を奈良県に買収してもらい、奈良県が事業主体となるのが一般的な考え方があります。

しかし、市の説明によりますと、奈良県と何度も協議を重ねたが、奈良県の回答というのは、一体型というものについてはノーということであったという説明を受けました。私は、このことをもって反対を申し上げているわけではございません。しかし、周辺地域の、この葛城市周辺を見ても、周辺地域の道の駅のほとんどが、県や国と一体となって、一緒になって事業を進められているのにもかかわらず、葛城市が独自で、単独で整備をするというものであれば、そのような強い気持ちがあるのであれば、市民の理解や、そして市民の期待、そして綿密な計画、独自性というものが求められるのではないのでしょうか。

それでは、現状はどうでしょう。先ほど述べましたとおり、多くの市民の方が凍結を求める署名を提出されております。どこから見ても市民の総意というものが形成されたと考えることはできません。

次に、これは時期的に偶然、たまたまとしか言いようがありませんが、今年になって1月30日、国土交通省は全国の道の駅、及び現在計画中の道の駅から、今後の運営に関する企画、提案を募り、専門家も交え、モデル駅というものを全国で6カ所、重点道の駅というものにつつましても全国で35カ所を選定し、発表しました。これは、優れた企画が、また提案が認められ、今後、国としても重点支援でその効果が期待できるということで、国土交通大臣が選定をされました。

そして、2月26日、太田国土交通大臣出席のもとで、選定所授与式が東京砂防会館で開催をされました。この重点道の駅には、全国で現在計画段階の道の駅13カ所も選ばれておりました。これは確認したわけではございませんが、(仮称)道の駅となっている部分を計画中和私なりに判断させてもらいました。この計画中、13カ所も含まれたわけですが、我が葛城市の(仮称)道の駅「かつらぎ」はこの中にはなく、重点道の駅、重点的に支援していくということに選ばれることはできませんでした。大変残念な結果ではありますが、このことを真摯に受けとめるべきであります。

しかしながら、全国の道の駅の中で、今回国交省として、初めてこういうことを試みられたわけでございます。提案されたのは全国でもわずかであります。企画、提案というものを提出されたほとんどの道の駅が、各地域において重点道の駅候補として、地方整備局が49カ所選びました。我が葛城市の道の駅「かつらぎ」も、重点候補の認定を近畿道路整備局から受け、去る3月6日、奈良国道事務所長より葛城市役所で認定書を伝達されたことについては、その積極性、努力というものは認めたいというふうに思います。

しかし、さきに述べましたように、市民の多くの声に耳を傾けず、10年また20年に1度あるかないか、こういった署名活動、このような事態をしまい込んでしまうような、このことについては、私は非常に危険であると判断をし、平成27年度一般会計予算修正案というもの

を提出いたします。

以上でございます。

**下村議長** これより、議第19号議案の修正案に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、議第19号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
日程第16、議第19号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

5番、増田君。

**増田議員** ただいま上程をされております、議第19号、平成27年度一般会計予算の議決に対し、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

原案である、平成27年度一般会計予算におきましては164億5,600万円が計上され、今後想定される高齢化や人口減少の対策である、子育てしやすいまちづくり、高齢者の方々に優しいまちづくりなど、すむなら葛城市につながっていく予算が随所に見られているところでございます。

主なものとしたしましては、総務費では、合併10周年記念事業からの継続事業として、自然豊かな住みよい葛城市に少しでも多くの方に住んでいただくための支援事業であります、すむなら葛城市住宅取得事業補助を引き続き計上されておられ、土木費においては、高齢化や人口減少が進んでも、ここで暮らす市民の方々が健康で幸せに暮らせるまちづくりの実現を目指す、立地適正化計画策定業務委託、さらに、前年度より取り組まれております、サテライト型まちづくり事業、ICT街づくり推進事業を継続し、地域力の向上にも引き続き注視されているなど、山下市長が2期目の公約で挙げられた新ビジョンを含め、新たな葛城市に向けて飛躍していこうという強い意気込みが感じとられる予算編成に対し、大いに評価できるところでございます。行政当局におかれましても、今後とも議会と協議を密にし、堅実に事業を実行していただくことを強く要望しておきたいと思っております。

さて、この原案に対する修正案につきましては、次に述べる理由により、賛成することはできません。

まず、昨年度も同様の議論があったかと思いますが、予算編成に当たっては、必要となる諸経費の額と、その経費の裏づけとなる財源を把握した上で、歳入歳出予算が編成されていると思うのですが、地域活性化事業の財源になっている国庫補助金、地方債の減額案が示されておらず、その体をなされていないものでありました。それにもかかわらず、今回においても昨年同様の問題点を抱えたままの修正予算案を提出されたことに対しては理解しがたく、到底承認をすることができません。

次に、今般の国の補正予算に伴います地方創生に向けて講ずるべき施策が国より示され、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、12事業、約1億1,000万円の事業が、平成26年度3月補正予算において計上されております。これらの事業を平成27年度において執

行されるわけでございますが、何よりもこの「新道の駅建設事業」は、農業を初め、商工業への活性化、経営の拡大、雇用の創出といった、地方を元気にするための要素を多く備えたものであります。この「新道の駅建設事業」については、ぜひとも完遂していただくことを切にお願いをいたしまして、私の原案に対する賛成討論とさせていただきます。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

6番、岡本君。

**岡本議員** 私は、議第19号、平成27年度葛城市の一般会計予算に対する修正案について、賛成の立場で討論を行います。

6款土木費、2項道路橋りょう費、5目地域活性化事業費であります。この事業は、当時所管委員会で平成23年10月に初めて「新道の駅事業計画案」が示されたわけでございまして、その後、なかなか用地等の進展が見られなかった。平成25年において、急に用地買収が進められた。このことを受けて、私は昨年3月議会で一般質問をさせていただき、道路事業以外の部分についてお尋ねをいたしました。この分につきましては、都市計画に基づく公園事業として、用地の買収、建物の建築についても公園事業で実施すると、こういう答弁があったわけでございます。

しかし、昨年の9月議会で一般質問されたところでは、都市計画法に基づく公園事業は誤りであると。正しくは都市再生特別措置法に基づき、用地の買収、建物の建築を行う、いとも簡単に事業名が変わった。こういう経緯があるわけでございます。

また、現在工事中の場所であるわけですが、農林省所管の分水工事、この場所につきましては、道路事業の予定地であるわけでございます。しかし、都市再生整備事業で計画されている地域新興棟とこれの建設予定地、これは都市計画法第34条第1項第9号に示されておる主要道路、もしくは主要地方道路に面する土地の場合は、沿道サービス業としての開発許可ができるというところであるわけでございますが、今現時点では都市計画法第29条に基づく開発許可が下りていない段階であるわけです。既に造成工事も始まっております。この中で、残土処分、あるいは産業廃棄物の除却作業がどんどんと進められております。民間の事業では到底できない行為であると思うわけでございます。公共事業の場合は違法性がないのか、私は予算特別委員会で指摘をさせていただきました。

また、この道の駅事業について、今日まで経営分析、あるいは、出展品目等の確定がいたしていない状況であります。また、地域新興棟の建物面積も、当初1,575平方メートルあったものが、現在では3,232平方メートルと、2倍強と大きく計画が変更されております。

事業費におきましても、当初18億円であったものが、今年の3月でしたか、総務建設常任委員会では20億円に増額され、さらに県道の拡幅、南阪奈道路オンランプの工事等の周辺の整備事業費として4億4,000万円が追加されました。事業の合計額が24億4,000万円に膨らんだわけでございます。また、平成27年度の一般会計予算案、地域活性化事業費で14億4,800万6,000円、26年度繰越額1億5,949万円、合わせて16億749万6,000円となっております。平成27年度の一般会計の総額164億5,600万円、1割強の事業費を占めておるわけでございます。

また、起債におきましても、有利な合併特例債とは別に、一般土木債 3 億930万円、これが計上されておるわけでございます。また、提案説明にもありましたように、昨年12月16日に、葛城市の有志によるみどりの風の会の方々が、市民の声として、「新道の駅」凍結を求める署名、6,752筆の署名を山下市長に提出されました。山下市長からの返答もいまだないと、嘆いておられます。

以上申しましたけども、事業もころころと変わってきておるのが現状であるわけでございます。こういうことから、私は平成27年度一般会計の中の地域活性化事業費の予算を減額修正すべきであるというふうに考えます。

以上です。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

**内野議員** ただいま上程されております、議第19号、平成27年度一般会計予算の議決に対し、原案に賛成の立場から討論させていただきます。

原案である平成27年度一般会計予算においては、国の法改正によりまして、新市建設計画に基づく事業の事業年度が延長され、前年度に引き続き、平成28年度秋のオープンに向けて事業が進められている地域活性化事業を初めとした新市建設計画事業を盛り込んだ、164億5,600万円という大型予算額になっております。住んでよかったと思えるまちづくり、住んでみたいと思えるまちづくり、いつまでも愛着を持って過ごせるまちづくりのために、新たな予算が随所に見受けられるところであります。

主なものといたしましては、民生費の精神障害者医療費助成においては、精神障害者福祉手帳1級所持者に対しては、今年度4月診療分より全診療科、入院、通院については医療費の自己負担額助成を実現し、また、衛生費においては、葛城市のごみの減量化や分別、リサイクルの推進等と、生活環境の向上を目指すために、平成18年度に作成された計画を見直し、新たな策定を行う一般廃棄物処理基本計画策定業務委託、また、農林商工費においては、観光の振興を図るため、奈良県及び奈良盆地内の関係市町村と協働し、市町村会を越えたウォークルートを設定し、統一した案内サインを設置する奈良盆地周遊型ウォークルート案内サイン整備事業、また、消防費におきましては、地域の防災力と安全を守るため、火災発生時には迅速な消火、救助活動ができるよう、葛城市消防団第5、第6分団の消防車両更新事業、また、教育費においては、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズゲーム等の開催予定に伴い、葛城市としてのかかわりを考えた中で、新庄第一健民運動場の周辺をスポーツ振興ゾーンに制定し、キャンプ地等の誘致を検討する新町スポーツゾーン計画設計事業など、大いに評価できると思えます。

今後、市長を先頭に、職員の皆さんが一丸となられ、新市建設計画事業を初めとした諸事業を着実に実行していただけることを、切に要望いたします。

さて、この原案に対する修正予算案が提出され、地域活性化事業「新道の駅建設事業」の事業計画がたびたび変更されることを指摘されていますが、これは関係者が知恵を出し合い、さまざまな角度から活発に議論が行われ、よりよいものをつくろうとする意気込みのあ



らわれと思います。事業が進む中においては、建設面積や配置場所等の変更が生じるのはやむを得ないことであると思います。

また、2つも道の駅は不要と言われておりますが、全く手法も違います。それぞれが個性を生かし、特色を発揮することで、運営またはサービスを提供し、相乗効果を発揮できると思います。

さらに、「新道の駅」は雇用を生み出し、地域経済の活性化につながる事業であり、現在国で進められているまち・ひと・しごとの創生に合致する、地方創生の目玉事業です。大いに進めなくてはならないと思います。よって、修正予算案に対しましては、私は賛成することができません。

以上をもちまして、私の原案に対する賛成討論といたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

**阿古議員** 議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算修正案について、賛成の立場で討論させていただきます。

修正案につきましては、「新道の駅事業」につきましては、昨年度と今年度で、実は2回目の修正案の提出になります。しかしながら、その修正案の意味は全く違うと思います。

昨年度の修正案の提出は、私たち議員が議員選挙の中でいろんな洗礼を受けた中で、市民皆さん方の声を聞いて、その中で、「當麻の家」という道の駅があって、なぜもう一つ新しい道の駅が4キロ足らずのところに必要なんですかという疑問の声を受けての、一時的な事業の凍結を求めるための1つの修正案の提出でありました。

確かに葛城市では、私も同じなんですけども、農業、商業の発展を限りなく願うものがあります。しかしながら、その市民の声を、すぐに新しいものをつくろうという考え方には、私個人としては賛成ができません。その市民の声は、例えばそういうようなことを活性化してくださいという願いであって、新しい道の駅をつくってくださいという願いではないんです。商業を、農業を発展するには、葛城市として力を入れてください。そうすれば、行政は何を考えるべきか。今現在ある「當麻の家」の拡充であり、その振興するべき要素が不足するのであれば、そこに私は加味して、それを補足していくことが一番大切であると感じたからであります。ですから、前回の修正案は1度立ち止まって考えてみませんかという意味の修正案でありました。

しかしながら、今年度の修正案は、全く意味が違います。昨年の市民の声で6,000を超える市民の皆様の疑問の声、「新道の駅事業」をとめてくださいという声が集まった署名が6,000を超えたのであります。葛城市において、旧當麻町において、旧新庄町において、私たちは住民の声がそういう形で、署名という形で行政に上げられたことがあったでしょうか。

行政は、住民皆さん方の大切なお金を税金としてお預かりしております。ですから、その税金の使い道は、住民の皆さん方の納得できる姿でなくてはならないと思います。その集まった6,000を超える署名をいただいた住民の皆様方へ、まだ何の返事もなく、そして、平成27年度予算に、当初予算の18億円をはるかに超える、関連予算を含めて27億円に迫る予

算が計上されている、これは、市民皆様方の声に応えたことになるのでしょうか。事業をとめるということではなく、その住民の声に耳を傾ける姿勢が、私は今回の減額修正案の意味だと信じております。

そういう意味におきまして、私は修正案に賛成の立場で討論させていただきました。  
以上であります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第19号の平成27年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

安倍内閣の平成27年度の一般会計予算規模は、過去最高の96兆3,420億円、前年度に比べて4,596億円ふえています。その特徴は、社会保障のためと言って消費税を3パーセント引き上げて、8兆円にも及ぶ史上空前の大増税を国民に押しつけながら、社会保障の切り捨てをしようとしている予算であるということです。社会保険の充実に充てる消費税は、増税分の16%、1兆3,500億円に過ぎません。社会保障関係費の自然増分8,300億円が、5,000億円以上も圧縮されています。一方、大企業には減税のばらまきをする予算となっていることです。法人税率が引き下げられることにより、平成27年度から2年間で、法人住民税の減税分を含めた減税額は1兆6,000億円にもなります。さらに、3年連続で軍拡予算を進める予算になっていることでもあります。これでは、国民の暮らしと営業を圧迫するとともに、日本経済にも大打撃を与えることは明白であります。

平成27年度の政府地方財政計画の規模は、通常収支分が85兆2,700億円程度、前年度比プラス2.3%、1兆9,000億円の増となっています。地方自治体にとって重要な一般財源総額の規模は、地方税で37兆4,792億円、前年度比プラス7.1%、2兆4,792億円の増。地方譲与税は2兆6,854億円で、前年度比マイナスの2.6%、710億円の減となっています。地方交付税も地方税の増収見込みにより16兆7,548億円と、前年度比マイナス0.8%、1,307億円の減となっています。地方交付税の代替措置である臨時財政対策債も4兆5,250億円、前年度比マイナス19.1%、1兆702億円の減で、実質的な交付税額は21兆2,798億円、前年度比マイナスの5.3%、1兆2,000億円の減となっています。その結果、一般財源の総額は、前年度比プラス2.2%、1兆1,908億円増の61兆5,485億円となっています。さらに、地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方財政計画にまち・ひと・しごと創生事業を創設し、事業費1兆円を確保する方針です。

また、平成20年度以降は毎年のように補正予算で経済対策や地方支援が組み込まれてきましたが、本年も2月3日に成立した平成26年度補正予算では、3兆5,000億円規模の緊急経済対策のうち、1.5兆円程度が地方自治体を通じて行う経済対策となっています。麻生政権以来、前例のない経済雇用対策による地方財政対策によって、全国の市町村の財政が好転をし、一挙に改善をしてきています。

このような国の地方財政対策の中で編成された、葛城市の平成27年度一般会計予算の総額

は164億5,600万円、前年度比マイナス0.5%、6億1,400万円の減となっています。

歳入では、個人市民税が14億6,060万円、前年度比マイナス0.5%、8,880万円の減となっています。勤労者の実質賃金が18カ月連続して前年同月比マイナスとなるなど、市民の厳しい暮らしが反映されていると言えます。法人住民税は2億2,689万円と、前年度よりマイナスの8.6%、2,146億円の減となり、極めて厳しい状況が続き、平成27年度の7億5,000万円の実績からすれば3分の1以下に落ち込んでいます。地域経済は景気の回復の実感どころか、その兆しすら見えない状況であります。

固定資産税は、地方圏の商業地、住宅地の公示価格が平成5年から21年連続して下落していることもあり、土地で7億1,500万円、前年度比マイナスの0.5%、400万円の微減を見込まれていますが、固定資産税は高どまりのままで、過重な負担は解消されておりません。これは平成4年1月12日、旧自治省が発した一遍の通達で、これまで地価公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を、7割まで一挙に引き上げたことが最大の原因であります。高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いています。現行の課税制度は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り、支援をする役割を果たすべきであります。

交付税は、普通交付税で35億8,000万円、前年度比プラス2.87%、1億円の増となっています。臨時財政対策債は7億1,000万円と、前年度と同額を見込み、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた事実上の交付税の総額は42億9,000万円、前年度比で1億円の増を見込んでいます。

さらに、財政調整基金積立金から昨年の8億9,300万円を上回る9億7,900万円の繰り入れによって、収支の均衡を確保しております。当初予算において、財政調整基金を活用して当面の歳入予算を確保し、事業の執行を円滑に行うことは必要なことであります。

しかし、ここ数年の決算の状況を見てみますと、平成23年度決算では、当初予算において財源不足を補うために4億7,000万円が財政調整基金から繰り入れましたが、決算では全額繰り戻された上に、新たに8億6,000万円が積み立てられています。しかも、実質収支は7億8,614億円の黒字となっています。平成24年度決算でも、当初予算で繰り入れた3億9,700万円が全額繰り戻され、新たに3億9,200万円が積み立てられています。実質収支は7億8,614万円の黒字となっています。平成25年度決算でも、繰り入れた7億4,720万円全額が繰り戻された上に、新たに3億6,100万円が積み立てられています。実質収支は6億3,827万円の黒字であります。予算額と決算額の乖離が15億円から20億円、黒字分を除いても11億円から15億円もあることとなります。これほどの予算額と決算額の乖離は、予算編成における財源不足の補てん、保留財源の確保などの手法ということだけでは理解できません。予算編成における必要最小限の経費の算定や適正な収入の選定に、改めて留意する必要があります。

また、当初予算に財政調整基金からの繰入金が入った全額繰り戻された上に、更に3億6,000万円から8億1,000万円と多額の基金が積み増しされ、結果として財政調整基金の現在高は34億円に達しています。会計年度独立の原則の立場から、その年度に収納した収入はその年度

に市民に還元することを原則にした、財政の運用を心がけるべきであります。財政調整基金条例第1条は、財政の年度間の調整を図るために設置すると定められています。条例の趣旨に基づいて運用され、年度間調整を超える積立金は、その理由、目的を明らかにするなど、市民に対する説明責任を果たすべきであり、改善されるべきであります。

次に、寄附金等の名目による住民負担の問題であります。

防火水槽や消火栓の設置費用3,190万円に係る10分の1の地元負担319万円、さらに、ホースや消火栓などの設置費用に対する助成、消防施設設置事業費80万円に対する3分の2の地元負担が160万円予定されています。地方自治法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定は、昭和27年に税外負担の解消を促進する趣旨で、元来寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて強制的に徴収、また、これに相当する行為も含むような、するようなことをしてはならないとの規定が設けられたものであります。寄附金徴収の経緯や過去の実績からして、地方自治法に違反していることは明白であります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条、分担金の規定に基づき、条例に定めて行うべきであります。

次に、職員採用についてであります。

葛城市は、市長は市の最高責任者であり、職員の職員試験に関与することは至極当然である、禁止する法律もないと、市長みずからが採用試験に参画し、採点まで行っています。奈良県12市の中で、市長が採用試験に関与しているのは葛城市だけであります。地方公務員法第6条、任命権者は、任命権者の任命権の具体的内容は、この法律、政令、条例、その他の規定に従い、それぞれの職員の任命、求職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする規定されています。任命権の内容とその行使の仕方は、まず職員の身分の取扱いの基本法である地方公務員法によって規律され、これに従って執行されることを求めているのであります。また、第15条、任用の根本基準では、職員の任用は、この法律に定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定し、任用の根本原則として、成績主義、能力実証主義の原則がうたわれています。どのような理由によるものでしょうか。

1つは、優秀な人材を確保し、優れた職員として育成することであり、さらに、人事行政にとって極めて重要なことは、人事は公正でなければならないことであり、そして、人事の公正を妨げるものとして、情実人事の弊害が大きい。成績主義に対立する概念として、獵官主義があります。これは、任命権者等の縁故や個人的なつながり、信頼関係等に基づいて任用する制度であり、選挙に伴う論功行賞等につながるものであります。我が国の戦前における、政党政治のもとにおける運用の実際から見て、その長所より弊害が多かった過去の経験から、獵官主義による情実人事の弊害を排除するために、成績主義の原則が強調されているのであります。

葛城市政治倫理条例は、首長や議員は市民の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことと規定をし、さらに、公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む。）の採用に関して、推薦

又は紹介をしないことと明記しています。この地方公務員法や葛城市政治倫理条例の規定を尊重、遵守し、市長は職員採用試験の採用を初めとした関与を直ちにやめるべきであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。

平成21年度より、大字より100メートル離れた箇所など、一定の条件を満たす防犯灯の設置は2万5,000円の範囲で、市が全額負担する改善が実施されました。しかし、合併前の旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対し、2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束をないがしろにするものです。また、大字等の財政力の違いによって、児童・生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等の街灯の設置が進まない地域があります。どこに住んでいても市民の安全を守ることは市の仕事です。通勤や通学、買い物道路等は、無条件に市の責任で計画的に整備すべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。

自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されました。一部の難病等が加えられましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されました。葛城市では非課税世帯への利用料の免除などにより、サービス給付等の負担率は0.71%、補装具の負担率が1.96%に軽減されているということですが、障害者年金の支給が引き下げられ、生活は困窮しています。わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては、大きな負担となっているのであります。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。実施されている駅前駐輪場整理の委託を初め、さらに作業所利用者の給食費や利用料等への補助、市が率先して障がい者を雇用すること、市の公民館等のさまざまな教室、講座等に障がい者も積極的に参加をし、多くの人と交流することを支援するなど、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者等への支援の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。

平成22年6月から事業系ごみの持ち込み手数料が、10キロ100円から150円に値上げする改訂が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成27年度は1,041万円の負担増が見込まれています。循環型社会をつくるために、これから市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の削減や他市からのごみの搬入を抑制するとして、事業者負担と責任を押しつけることは協働の取り組みを壊すものであり、認めることはできません。

次は、有線放送維持管理費についてであります。

これまで、有線放送の新庄地域では、スピーカーの購入費で3,990円、軒下から室内への配線や、設置の工事費も市民負担となっていました。平成25年度より有線放送のスピーカーが無償貸与されることになりました。評価できるものであります。しかし、防災行政無線の當麻地域では2万9,600円の受信機は無償貸与で、工事費の負担はありません。住んでいる地域によって負担が異なることは、著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。合併して10年がたちます。そろそろその格差を解消すべき時であります。軒下から室内への配線や、工事に係る工事費についても市の負担で行うよう、さらなる努力を求めます。

配線の工事費は1件当たり約1万6,000円程度です。持ち台数からすれば、160万円あれば十分解決されることであります。さらに、大災害にも対応する情報伝達手段の整備計画を策定し、具体的に直ちに取り組むことを求めるものであります。

次に、農業振興についてであります。

戸別補償制度から経営所得安定対策事業に変わるなど、猫の目のように変わる国の農業振興政策、その目玉が減反政策では、日本の農業は浮かばれません。現在の米価は、平成6年には60キロ当たり2万2,000円だったものが、1万円を割り込む過去最低となっています。米価を保障するとした機能、生産調整の役割は、破綻をしています。これでは農業者の生産意欲、後継者に託す希望を失い、水田の荒廃や転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。何よりも安倍政権が決定したTPPへの参加は、日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野に大打撃を与えます。完全自由化で食料自給率が13%まで下がるという農水省の試算は、大打撃の一端を証明しています。直ちにTPPから撤退すべきであります。

本市の農業費は4億7,568万円、そのうち農業振興費、経営所得安定対策事業費等のソフト事業の比率は11.5%、5,475万円、一方、農地費や団体営土地改良事業費のハード事業の比率は64.6%、事業費は昨年の2.6倍の3億748万円にもなっています。しかも、ソフト事業5,475万円の72%は、各種団体に対する負担金や補助金であります。農業振興といえるソフト事業は、経営所得安定対策事業費しかないのであります。基盤整備、ハード事業に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策では、地域農業の危機に歯どめをかけることはできません。農業を基幹産業として位置づけ、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格保証制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に、集落営農など、多様な農業経営を支える政策に改めるべきであります。

次に、地域活性化道の駅事業についてであります。

新市建設計画や山麓地域整備基本計画、総合計画にもなかった「新道の駅建設計画」が都市産業常任委員会に初めて提案されたのは、平成23年10月25日でした。このときの提案では、施設配置図案、概算事業費の算出案、(仮称)道の駅施設構想案、(仮称)道の駅経営運営組織図案、(仮称)道の駅経営分析案などの6点の資料が示され、施設や駐車場等の配置、施設構想、売り上げ規模、規模予定及び施設の敷地面積など、詳細な説明がなされました。

ところが、その年の12月の定例会では、平成27年4月のオープンに向けて、運営をより経営という観点から一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会が平成23年11月28日に設立されました。この設立委員会において、施設規模、運営方法等、道の駅全体にかかわる部分を協議していきます、農産物直販所、加工所、物産販売所、レストランの内容や施設の運営に関する詳細の内容がこれから決定されていきます、経営分析や商圈分析を行い、皆の市民の出資に対してもリスクを感じない施設づくりをより慎重に考えていきますと、当時の産業観光部長が答弁をしたのであります。まさに、2カ月もたたないうちにワーキング会議に決めてもらったと説明していた計画を取り下げたのであります。

そして、この3年あまり計画が定まらず、施設の規模や内容、事業手法、敷地面積等がころころ変わり、事業費はどんどんとふえてきたのであります。極めつけは、平成26年3月定例会における事業手法の転換です。物産販売所や加工所の都市再生整備部分の用地は公園事業で買収をした、都市公園に設置してもよい公園施設の種類としては、売店、飲食店等が都市公園法施行令で定められている、道の駅に計画している施設については、これに当たると考える、建築面積要件については、道の駅西側の違法盛り土の場所も含めた範囲を公園区域にすることにより、建蔽率は満たされると考えている。このように、都市再生整備事業ではなく、用地の買収も施設の建設も公園事業で進めると明言したのであります。

ところが、これまた6カ月後の9月の定例会には、事業につきましては都市再生整備事業計画で行っている道の駅交流広場整備事業という事業名で、公園事業という発言は間違いであると全面的に訂正をし、市長がおわびをするという事態となり、再び事業手法が変更されたのであります。事業費も、売り上げの70%を地産品とした当初の目標を、奈良県産品70%に変更し、精肉、鮮魚店等の出店を追加するなど、にぎわいをつくり、集客をふやして利益を追求するために、売り場面積を当初の1,575平方メートルから1.8倍の2,847平方メートルに拡大をするなど、本体事業費は18億円から20億円に増額され、さらに、高速道路へのオンランプや周辺道路の整備事業に4億4,000万円、違法盛り土部分等の公園事業整備に2億4,000万円をつぎ込むなど、どんどんと事業費がふえて、総事業費は27億円にも膨らんでいます。

しかも、道の駅や商業施設設備等の維持管理は、運営会社の責任で行ってもらうと言ってきたにもかかわらず、このたびの予算特別委員会で、市が運営会社から徴収する賃料で対応すると表明したのであります。つまり、道の駅竣工後から解体されるまでの期間における、およそ24億円から32億円のライフサイクルコストを市が負担すると方針変換をしたのであります。これまで、道の駅の建設事業費18億円は、合併特例債や交付金を活用するので、市の持ち出しは5,000万円程度にしかならないと説明をしてきましたが、ライフサイクルコストやオンランプ整備等の関連事業費5億6,000万円など、合わせて30億円から38億円もの一般財源の持ち出しが明らかになったのではないのでしょうか。この莫大な負担は、現在と将来の市民と市財政に大きくのしかかってくるのであります。こんなでたらめで無責任な「新道の駅事業」は、断じて認めるわけにはまいりません、少なくとも6,752筆の市民の声に耳を傾け、直ちに凍結をして見直すべきであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。

これまで、大字要望として設置された疋田や木戸から、用地取得費に係る費用の一部を寄附金として、それぞれ1,100万円、1,500万円が徴収されています。さらに、平成26年度に実施された今在家や、計画されている林堂、中戸、西室からも寄附金を徴収することが予想されています。

地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止では、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定をしています。感謝の気持ちからいただいている、葛城

市寄附採納事務取扱規程に基づき収納していると釈明をしていますが、吸収源対策公園緑地事業が初めて提案された、平成24年3月定例会の予算特別委員会における議論の中で、都市整備理事は、吸収源対策公園事業に該当する大字、全くゼロということになりますと、これは負担ですね、全くゼロということになりますと、その対象にならない大字は分担金条例を適用して要望してもらわなければならない、平等性と言ったら語弊があるかも知れませんが、木戸、今在家、林堂についても寄附金としていただきたいとお願いもし、要望を出していただいていると答弁をし、さらに、大字の要望等にも応える意味で、寄附金として3分の1をいただくことになったわけでありますと、明らかに3分の1の寄附金をいただくと明言をしているのであります。また、副市長は、基本となる発想につきましては、分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただくという部分でございますと、最初から分担金徴収条例に基づいて、用地費の3分の1を寄附金としていただくと、基本的な考えを表明しているのであります。

明確な地方財政法違反ではありませんか。大字から寄附金は、当初予算の歳入の一般寄附金に、用地費に3分の1に相当する金額が計上されていましたが、途中から計上されなくなりました。葛城市寄附採納事務取扱規定に基づき、一般寄附金を徴収するという手続を行い、その後、補正予算において計上するやり方に変更したのであります。まさに、地方財政法の規定に違反していたことをみずから認めたものであります。大字要望もなく、行政の都合で公園整備を行った兵家、これから実施を予定している忍海や柿本、さらに、道の駅西側の違法盛り土部分の寺口、太田などからは寄附金は徴収しないということですので、全くのご都合主義と言わなければなりません。葛城市は、これまで緑の基本計画に基づき、国の補助金等を受けて、緑化重点地区整備事業で4カ所、まちづくり交付金事業で2カ所の公園を整備してまいりましたが、用地取得費はもとより、一切の地元負担を徴収しておりません。寄附金の徴収を直ちに中止するとともに、徴収した寄附金は大字に返還すべきであります。

次に、都市基盤整備、道路整備事業等についてであります。

現在、尺土駅前周辺整備事業や、国鉄・坊城線が交付金事業として着工されています。総合計画等に基づき、都市基盤整備に必要とされている基幹道路等の計画的な建設は当然ですが、毎年事業費が繰り越されている現状では、市政の停滞は免れません。体制を立て直して、優先順位をはっきりさせて、事業を進めるべきであります。

一方、身近な集落内道路や通勤通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおこなわれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープなどの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえるべきであります。

重大なことは、新市建設計画事業が変更され、計画になかった「新道の駅建設事業」、18億円が追加されるなど、157億円だった事業費が218億円と、大幅に増額されていることです。これらの事業費の増嵩や、普通交付税の一本算定、合併特例債の償還を見込んだ財政計画では、公債費等の増嵩等により、合併特例債の償還が5年間延長されたとしても、困難な財政運営が予想されます。既存の事業の縮減、「新道の駅事業」等の凍結など、新市建設事業計



画の抜本的な見直しをした、新たな財政計画の確立を求めるものであります。

以上、討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

まず初めに、藤井本浩君から提出された、議第19号議案に対する修正案について採決いたします。

本修正に賛成諸君の起立を求めます。

(起立少数)

**下村議長** 起立少数であります。よって、議第19号議案に対する修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

議第19号議案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村議長** 起立多数であります。よって、議第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議題20号の平成27年度国民健康保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に、平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは中小事業者や農業者等の経営を圧迫し、年金生活者や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれない状況を広げました。

国保は、加入者の多くが無職者や、所得の低い人が占める保険になっています。平成24年9月の葛城市の国保加入世帯5,780世帯の所得調べでは、所得200万円未満の世帯が4,532世帯と、加入世帯の4分の3を超える、78.4%となっています。その内訳を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,727世帯で29.8%、所得50万円未満の世帯が721世帯で12.47%、所得100万円未満の世帯が710世帯で12.28%、所得150万円未満の世帯が805世帯で14.01%となっています。さらに、所得ゼロの1,727世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が686世帯で39.72%も占め、加入世帯の実に11.68%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況です。

ところが、こんなに所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は収入がゼロでも、少なくとも均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに、所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税をされ、個人市民税や固定資産税など、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。国保税の現年度分の収納率は93.55%、個人市民税の収納率は98.84%と、5.29%も下回っています。支払い能力を超える国保税に、払いたくても払えない市民被保険者が増加をしています。

滞納世帯は、現年度の分で886世帯、滞納繰越分で852世帯、加入世帯の16.22%にもものぼっています。均等割額等、2割、5割、7割軽減をする法定減免を受けている世帯は2,664世帯と、加入世帯の48%です。そのうち、7割軽減を受けている世帯が29%、1,575世帯と、一番多いのが実態であります。

国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は30世帯、さらに、市役所で保管されている保険証は79世帯、そのうち、納付相談中が68件、居所不明が11件となっています。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は、加入者に早急に届ける手立てをとるべきであります。

この間、従来の応益割に2割軽減を新たに採用する法定減免の拡充や、平成18年度から平成26年度の8年間に6億658万円もの不納欠損処分を行い、4億円を超えていた滞納額を2億6,381万円まで減らしてきました。

しかし、収納率が低迷をする中で、平成25年度の収入未済額が4,866万円となるなど、毎年5,000万円前後の収入未済額が新たにふえます。これでは根本的な解決にはなりません。法定減免制度の対象の拡大、申請減免制度の充実を図り、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えることが重要であります。とりわけ、収入ゼロや低所得の世帯等に対して、市が定めている申請減免制度を拡充することが求められています。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除することができるとした減免規定を定めています。第23条の2号は、当該年中の所得が皆無となった者又これに準ずると認める者、また第3号は、前号に掲げる者のほか特別の事情がある者を減免の対象とすることを規定しています。

肝心なことは、この減免規定の適用基準となる葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直し、これに準ずると認める者や、特別の事情がある者の内容をはっきりと規定をし、減免の適用範囲や、割合等を明確にすることです。減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号では、当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、具体的な減免の対象や割合を定めた第3条には、これに準ずると認めるものについては、同条の第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減、または免除の割合を規定する項目には規定の記載がないのであります。さらに第5号の、前2号に掲げる者のほか、特別の事情ある者の適用範囲は、納税義務者が刑務所等、その他これに準ずる施設に収容されている者について全額免除するとの記載があるだけであります。取扱基準の減免の割合、第3条第3号を見直し、減免の範囲、第2条第3号に明記されている、これに準ずる者と認める者については、例えば前年度より所得が50%以上減少した場合、あるいは生活保護基準の1.3倍とするなど、具体的な適用範囲を明示することです。また、第3条第5号の、減免の割合のその他特別の事情ある者についても見直しを行い、例えば児童扶養手当支給世帯、あるいは、心身障がい者世帯等を対象とするなど、適用範囲を明確にする申請減免制度の拡充を図るべきであります。

国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できることであります。葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成24年度が29万6,798円で県下36位でした。平成21年度は25万8,468円で39位、県下で一番低い医療でした。市民、被保険者の皆さんの健康や医療に対する高い関心や協力、健康推進委員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保税が何とか支えられています。

平成27年度予算において、一般会計から1億8,752万円の法定外の繰り入れによって、財源を補っています。市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を、医療費の45%から38.5%に削減されたことによるものです。このことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、80年代には50%程度だったものが、平成19年度には25%になっています。その削減分を保険税の負担として、国民、市民に転嫁をしてきたことが最大の原因なのであります。

国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担や広域化に求めるものではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率を元に戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかる社会保障制度として再構築すべきであります。

一般会計からの繰り入れや、資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、発行を抑えるなど、評価できるものですが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

**増田議員** 議第20号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える医療保険として、地域住民の保健の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、急速に進みつつある少子高齢化や、昨今の社会経済情勢を反映し、国民健康保険税の収入が減少する中、医療技術の高度化に伴う医療費は確実に伸びてきています。国民健康保険の財源状況は、年々厳しさを増しているところでございます。

国におきましては、医療保険制度の将来にわたる持続かつ安定的な運営のため、さまざまな制度改革が行われ、今後に向けての社会保障制度改革の全体像などを示し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することができるよう、公費負担の拡充、財政基盤を強化する方針が示されたところでございます。

このような状況の中でありまして、葛城市では保健事業に力を入れ、医療費の増加を抑える努力をし、一般会計からの繰入金金の財源補てんを受け、県下でも低い医療費、低い保険税率を保ち、運営をされてきました。平成27年度予算は、この考え方に基づき、全体の61.6%を占める保険給付費を初め、本年度から拡充された協働事業の拠出金、交付金など、必要な歳入歳出予算を計上されたものであります。

また、保健事業におきましては、生活習慣病を早期に発見し、未然に重症化を防ぎ、医療費の増加に歯どめがかかるよう、特定健康診査など、事業の充実に努め、受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成、地域での集団検診などの事業を継続的に推進し、受診率のより一層の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。このような取り組みにより医療費の適正化を図り、国民健康保険の円滑な運営に努めていくために編成された予算であると思います。

国民健康保険の被保険者の方々が、必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度を運営していく必要があるため、今後とも引き続き医療費適正化の一層の取り組みにより歳出の抑制を図るとともに、国民健康保険税の収納率の向上による歳入確保に努めることなど、より一層の経営努力を重ねられることを望み、私の賛成討論とさせていただきます。

**下村議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村議長** 起立多数であります。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時00分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第18、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第21号の平成27年度介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成27年度の介護保険特別会計の予算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の、第6期介護保険事業計画の初年度の予算であります。第1号被保険者の介護保険料の基準月額、第5期では負担軽減を目指した保険料の算出をすとの方針により、これまでの4,100円が継続されましたが、このたびの第6期計画では、持続可能な制度設計のために保険料を算出する方針に転換をして、プラス24.4%、900円も引き上げられ、基準月額は5,000円とされました。第6期計画の第1号被保険者負担分相当額、つまり、第1号被保険者の3年間の保険料の負担額は16億1,234万円となり、第5期計画の12億3,585万円の、プラス30%、3億7,649万円もの大幅な負担増となっています。平成27年度の第1号被保険者の保険料収入は5億3,813万円と、前年度比プラス28%、1億1,770万円の増となっています。

保険料の大幅な引き上げは、円安による物価の上昇や消費税の増税、連続した年金の引き

下げなど、厳しい生活を強いられている高齢者の生活に追い打ちをかけるものであり、認めがたいものであります。

第1号被保険者9,084人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は年金から有無を言わず天引きをされています。それ以下の収入の被保険者、1,115人は、市が徴収をする普通徴収となっています。この普通徴収保険料の収納率は、平成26年度の見込みが90.8%となっています。平成25年度も90.8%、平成24年度は91.8%、平成23年度が87.9%と低迷をしています。そして、毎年400万円程度の収入未済額が出ています。平成20年度から5年間で、合計4,225万円の不納欠損処分をしましたが、滞納繰越額は1,628万円も残っていることとなります。低迷する収納率や滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分をする調整交付金です。全国市長会や全国町村会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げて、介護保険料を引き下げるべきであります。

第6期計画では、国の制度改正に合わせて、介護保険制度を交代させる重大な問題が盛り込まれています。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人を、原則要介護3以上に限られることになることです。特養の定員が満杯で、入所できない待機者は全国で52万人、葛城市では118人となっています。そのうち、要介護3以下の要介護1、2の人は、全国で17万8,000人、葛城市で92人です。この92人の人は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることとなります。公的保険で介護を受けられる人を限定することなど、とんでもない話であります。

その上に、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合に、食事や居住費の負担を軽減する補足給付を縮小し、打ち切ろうとしていることです。平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費を対象から外し、全額利用者負担とされました。この結果、施設の1カ月の利用料が15万円、16万円にも跳ね上がる値上げとなりました。このときに、所得の低い人たち、第1段階から第3段階の食費や居住費の負担を軽減する制度として、補足給付ができたのであります。貧困な入居者や待機者が急増する中で、補足給付は拡充こそ求められ、後退させること自体、重大な逆行であります。

さらに、所得160万円以上、単身、年金収入のみで280万円以上の被保険者、利用者から、2割の利用料の負担が導入されることとなります。これらの層は、高齢者全体の20%を占めています。医療費の窓口負担増や年金の削減と相まって、必要な介護サービスの抑制を引き起こすことは必至であります。制度を後退させる第6期計画、並びに平成27年度介護保険特別会計は認めがたいものであります。

これまで国が盛んに言ってきた、家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことを、みずから証明しています。65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,190万人となり、高齢化率は25.1%と、過去最高を更新していま

す。これから団塊世代が急激にふえ、平成37年には高齢社会のピークを迎えます。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を急速に改善することであり、特別養護老人ホーム等の増床、夜間対応型訪問看護サービスや、小規模多機能型居宅介護サービスなどの、サービス基盤の整備が重要であるということでもあります。

ピークに備えると言うなら、公的介護保険は抑制ではなく充実こそ必要です。日本社会の病理が進行し、虐待や貧困など、処遇困難な高齢者が急増する今こそ、自治体の老人福祉や保健、公衆衛生等の連携、再構築が急務であります。国の対応を待っていては間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手することを強く求めて、討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

**川村議員** 議第21号、平成27年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

葛城市の高齢化率は、全国平均、奈良県平均と比較して、低い割合を維持しているものの、25%を越え、高齢者の方々を取り巻く環境も厳しい状態であることは間違いありません。

今回策定された第6期介護保険事業計画では、介護保険制度そのものの大きな改正も対応し、持続可能な介護保険事業の運営に向けた策定が求められるものであったと思います。3期9年間据え置かれた介護保険料は、負担割合の増、年々増加する介護給付費、介護施設整備の影響などで、やむなく値上げということになりましたが、準備基金の取り崩しなど、改定幅を極力抑える努力をしていただいたことは大いに評価いたします。

地域支援事業では、認知症ケア向上推進事業として、認知症の方や家族の方々への支援、介護給付費抑制のための適正化事業への取り組みなど、その成果に期待を寄せるものであります。また、高齢者に対する総合相談、支援業務はますます多種多様となり、増加することが予測される中、その中心となる地域包括支援センターの充実、強化を願うとともに、地域包括ケア体制の確立に努めていただきたいです。さらには、必要な人に必要な支援、サービスが行える体制づくり、介護予防事業のさらなる充実を図っていただき、介護保険の適正な運営を期待いたします。

初年度であります第6期介護保険事業計画の施策推進に努めていただき、高齢者を支える体制づくりへの取り組みにご尽力をいただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村議長** 起立多数であります。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第22号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第23号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第24号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第25号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第26号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第27号の平成27年度後期高齢者医療保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者はこれまで加入してきた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

昨年、平成26年度には、2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.1%からプラス0.47%引き上げられ、8.57%で、均等割は4万4,200円から500円引き上げられ、4万4,700円となりました。値上げ額は1,593円、2.3%増の大幅な負担増となり、平均年間保険料は7万1,554円となったのであります。後期高齢者医療制度は保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。平成20年の制度導入の葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円、平成24年には7万9,961円に、そして、昨年の見直しでは7万1,554円となり、導入時から6年間で11%、8,158円引き上げられたのであります。

厚労省の試算では、10年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円になると試算をしています。高齢者に際限のない負担を押しつけ、消費税の増税や、年金が連続して引き下げられ、苦しい生活をされている高齢者の暮らしに、ますます大きな負担を強いるものであります。

被保険者の16%を占める、月収が月額1万5,000円未満の人が対象となる普通徴収保険料の滞納者は67人と、前年度より27人ふえています。6カ月以上の滞納者等に発行している、6カ月短期保険証の発行は21件、昨年より12件ふえています。払いたくても払えない高齢者がふえています。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として、収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず、1年以上滞納すると悪質滞納者と見なされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで、75歳以上の高齢者は、老人保険制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。こんな制度では、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格交付制度は直ちに廃止をすべきであります。



後期高齢者医療制度のねらいが、医療費に係る75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで、医療費を抑制することにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐え難い負担を押しつける後期高齢者医療特別会計は認めがたいものであります。

以上、討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論ありませんか。

4番、西川君。

**西川朗議員** 議第27号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保険制度が抱える問題点を解決するために創設されたものと認識しております。

制度施行当初には混乱を招いたこともありますが、国による制度の改善や、わかりやすい広報への取り組み、保険料軽減措置の拡充や、口座振替納付の選択などの改善策措置がとられ、制度の施行から7年を経過しようとする昨今においては、被保険者の方々に一定の理解を得て、制度の定着が図られつつあると認識しております。

平成27年度予算は、前年度に保険料の見直しがあり2年目となり、歳入では被保険者数の増加に伴い、保険料が増額となっております。また、保険料軽減措置の拡充に伴い、一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額となっております。歳出では、歳入の保険料の増額に伴い、広域連合への納付する後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっております。

この後期高齢者医療制度を運営する広域連合においては、保健事業の推進や、医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされています。高齢化社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に、安定し、受け入れられる持続可能な制度となるため、財政運営のことを十分勘案され、編成された予算であると考えているものでございます。

今後とも、県並びに広域連合と連携を密にして、現行制度の円滑な運営を図るとともに、より一層安定した後期高齢者医療制度の構築に向けて努力されることを望み、私の賛成討論といたします。

**下村議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村議長** 起立多数であります。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、発議第1号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提出者の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議員** それでは、今回議員発議で提出をさせていただいております発議第1号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについての議案について、概要を説明させていただきます。

本案につきましては、教育委員長と教育長を一本化した、新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせて、地方自治法第121条の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されるため、葛城市議会委員会条例の第19条、出席説明の要求の条文中、それにございます教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行日につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、概要の説明といたします。皆様方議員のご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**下村議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、発議第2号、農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提出者の説明を求めます。

8番、西井覚君。

**西井議員** ただいま上程を賜りました発議第2号、農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

農業農村整備事業は食料・農業・農村基本法に位置づけられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水などの多面的機能を維持する観点からも、欠くことのできない事業です。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど、現場のニーズに十分に応えられていない実態がありました。平成24年度から、現政権下のもと、予算規模は回復をしてきているものの、いまだ平成21年度以前の水準には戻っていない状況であることから、政府においては農業農村整備事業の重要性を評価し、下記の事項について最大限配慮するよう強く要望いたします。

1、これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や、実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。

2、今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や、更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう、事業予算を確保すること。

3、土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進、及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも、必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**下村議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と

いたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には9日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成27年度葛城市政の執行に当たられますよう要望いたしますとともに、本市の市政のさらなる発展のため、創意工夫を凝らし、市内外に本市の魅力を発信していただきながら、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますこともあわせて要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月9日に開会をされました平成27年第1回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終えさせていただき、閉会を迎えることとなりました。これまでの間、提案をいたしました条例の制定及び改正、また平成27年度予算など、全議案につきまして慎重なるご審議をいただき、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして、議員各位に厚く御礼を申し上げます。

実は、本日お昼前に、日本相撲協会の田子ノ浦親方が、私を訪ねて葛城市役所に来ていただきました。思い出しますのは、4年前、平成23年度の予算でございましたけれども、その折に、葛城市で相撲巡業をやりたいという願いを議会にさせていただきました。あのときには、いろんな議員のご意見があったんですけども、中には「なぜ八百長をやっているような人たちに葛城市がお金を出さなければならないのか」とか、また「こういうことを何で葛城市がやらないかんだ」という、お叱りのお言葉をたくさん頂戴いたしました。先日やめられました公明党の川西議員が、私に述懐されながら「あのときは、市長、涙を流しながらさせてほしいと議員に頭を下げておられましたね」というふうに教えていただき、私も思い出したところでございます。

幸いにも、多数の議員が賛成をいただきまして、可決成立をして、その後、今から3年前の平成24年4月2日に、相撲巡業が、長らくとまっておりますけれども、相撲巡業の再開

の1発目で葛城場所をさせていただき、大盛況のうちに終わらせていただきました。そのときにびっくりしたのは、反対をされた議員も券を買っていただいて、来ていただいていた。ああ、ありがたいなと思ったところでございますけれども、しかしそのときに、私はやはり、相撲巡業を呼ぶのに多額のお金がかかるというときに、いろんな民間の企業、たくさんの方々に、いろんな方々に支えられて、多額のご寄附や広告料をいただきました。4,500万円ものお金を集めさせていただいて、相撲のチケットの売り上げや、お土産代を合わせて、全部で6,000万円ほどになったと思います。葛城市から組ませていただいた予算、500万円は全部お返しをさせていただいて、相撲協会にお支払いをした残りは、今、基金で観光協会を持たせていただいておりますけれども、あのときに勉強させていただいたのは、オール葛城でいろんな知恵を出しながら、葛城市政の運営をしていくことを大いに勉強させていただいたところでございます。

今、(仮称)道の駅「かつらぎ」につきまして、市民の皆様の声、これが市長には届かないのかというお話までいただきました。去年12月16日に予測ができていただろうというふうに言われましたけれども、議会中には来るだろうとは思っておりましたけれども、その日とは知らずに、その来訪者を受け入れたという事実はございます。

その折に、私の方からお名前を聞かせていただきましたけれども、3名いらっしゃった方、どなたもお名前を覚えていただけませんでした。どなたにお答えをしていいのかわからないという事実がありました。

また先日、民報等でその方が、市長のところに行って話をしたときに、些細なことを言われて云々ということが書かれてありましたけれども、私はその方々に申し上げたのは、チラシをみどりの風の会の方々が出されました、その一番下のところに、尺土駅前の事業の凍結ということが書いてございました。だから、「なぜこんなうそをつくのですか」ということを私は聞きました。そしたら、「そんな些細なことを市長は言うんですか」というふうに言われました。私にとっては些細なことではありません。葛城市で議会議員の皆さんに認めていただいた予算を凍結と、うそを書いて市民に知らせていく、それを些細なことだというふうに言われるということは、私はとても受け入れることはできません。

いろいろと議論はあるでしょうけれども、皆さんから……。

(発言する者あり)

**下村議長** 静粛に、静粛に。

市長、進めてください。

**山下市長** はい。

いろいろとご議論はございますでしょうけれども、しっかりと皆さんから賜ったご意見を真摯に受けとめながら、これからの市政運営に生かしていけるように努力をしまいたいと思います。

きのう内示をさせていただいて、人心一新、新しい陣容でこの4月1日から迎えるわけでございますけれども、市民の皆様の期待に大きく応えていけるように努力をしまいたいというふうに思っております。これからもご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願いを

申し上げます、御礼のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

**下村議長** 以上で平成27年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長      下 村 正 樹

議 会 副 議 長      赤 井 佐 太 郎

署 名 議 員      川 村 優 子

署 名 議 員      阿 古 和 彦